

○会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年二月三日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄中「並びに独立行政法人労働政策研究・研修機構」を「、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに外国人技能実習機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、外国人技能実習機構の成立の日から適用する。

○ 説 明

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則について

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部施行（平成二十八年十一月二十八日）に伴い、外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする外国人技能実習機構（以下「機構」という。）が設立される。機構は、その資本金の二分の一以上が政府からの出資となることから、会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十二条第五号に規定する法人に該当し、その会計は本院の必要的検査対象となる。

外国人の技能実習の推進に関する事務については、厚生労働省職業能力開発局海外協力課が所掌しており、国際協力を推進することを目的として技能実習の適正な実施等を図ることとされている機構の検査については、同局の検査と併せて実施することができるよう、同局の検査と同様に第二局厚生労働検査第二課が分掌することが適当である。

このため、別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄について所要の改正を行うものである。

2 この規則は、公布の日（二十九年二月三日）から施行し、改正後の別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、機構の成立の日から適用する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

別表（第八条、第九条関係）

別表（第八条、第九条関係）

第二局		局
(略)	厚生労働 検査第二課	課及び上席調査官
(略)	厚生労働省労働基準局、職業安定局、職業能力開発局及び雇用均等・児童家庭局（雇用均等に係る経理）、中央労働委員会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに外国人技能実習機構の検査に関する事務	事務分掌事項

第二局		局
(略)	厚生労働 検査第二課	課及び上席調査官
(略)	厚生労働省労働基準局、職業安定局、職業能力開発局及び雇用均等・児童家庭局（雇用均等に係る経理）、中央労働委員会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構並びに独立行政法人労働政策研究・研修機構の検査に関する事務	事務分掌事項